

首都圏大規模水害対策協議会について

1. 設置の趣旨・目的

昨年 9 月に中央防災会議において、首都圏大規模水害対策大綱が決定され、利根川・荒川の堤防決壊や東京湾の高潮浸水に伴い発生する大規模水害からの避難方針を検討する際には、国、都県及び市区町村等からなる協議会等を設置し、広域的に整合の取れたものとする事が示された。

一方、海外では、昨年 10 月に米国でハリケーン・サンディがニュー・ヨークを直撃したほか、本年 6 月にはヨーロッパで洪水が発生し、チェコの首都プラハが被災しており、国家の中核機能を担う都市において大規模な水害が相次いで発生している。

また、本年 6 月に災害対策基本法の改正が行われ、一定期間滞在するための避難所と区別して緊急時の避難場所をあらかじめ指定することや、屋内での待避等の措置を指示することができることとするなど、住民等の円滑かつ安全な避難の確保を図るための制度が新たに設けられることとなった。

このような背景から、利根川・荒川の堤防が決壊した場合、また、東京湾の高潮浸水が発生した場合、国、都県、市区町村、道路管理者、鉄道事業者、ライフライン事業者等の各関係機関及び住民一人ひとりが、いつ、どのように対応すべきかについて検討を行い、地域で共有し協力することにより、少なくとも命を救い、できるだけ早期の復旧を図ることができるようにすることを目的として、首都圏大規模水害対策協議会を設置する。

2. 首都圏大規模水害対策協議会の構成について

①行政機関（16機関）

関係省庁等（6機関）：内閣府、警察庁、総務省、消防庁、国土交通省、気象庁

地方公共団体等（10機関）：東京都、埼玉県、千葉県、北区、江戸川区、市川市、加須市、春日部市、三郷市、警視庁

②民間企業・団体（9機関）

NEXCO東日本、首都高速道路株式会社、JR東日本、日本民営鉄道協会、日本バス協会、東京電力株式会社、電気通信事業者協会、NHK、日本民間放送連盟

【座長】内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）

【事務局】内閣府（防災担当）

3. 検討スケジュール（案）

第1回会合 平成25年11月8日（金）

平成25年度 堤防決壊前の避難に関する行動計画（仮称）の骨子を作成

平成26年度 堤防決壊前の避難に関する行動計画（仮称）を各機関が作成

堤防決壊後の応急対策を策定